

壬戌学制制定以前における中学校の 「総合制」をめぐる議論

今 井 航

【要 旨】

1922年の壬戌学制に導入された「総合制」は、壬戌学制が制定されるまでの導入をめぐり様々な動きがあった。幾つかの中学校で先行実施されていたことや、先行実施により中学校修業年限の延長が主張されるようになったこと、あるいは六年制中学校にした場合に前期段階でこれを導入するか否かをめぐる議論があったこと等である。その後「総合制」が廃止されたのは何故か。その理由を考察した。

【キーワード】

中華民国北京政府期 四年制中学校改革 「総合制」の試み 「総合制」の導入
壬戌学制

はじめに

中学校に「総合制」を導入し、採用・実施するか否か。この導入をめぐる議論が、中国で確認することができるのは、1911年の中華民国成立以降であると考えられる。当時の資料に基づけば、分科制という言葉が用いられている⁽¹⁾。本稿では、中華民国成立以降に見られる分科制を「総合制」と呼ぶこととする。

中国における中学校の分科制の開始は、1902年の、いわゆる壬寅学制にみることができる。四年制中学堂の下で、第3・4学年における実業科の設置が規定されていた⁽²⁾。1904年の癸丑学制では、師範教育や実業教育の独立が認められ、この学制の五年制中学堂の下では、分科制は廃止された。中華民国成立直後の壬子学制では、1909年に再び導入されていた分科制が、この学制の四年制中学校の下で、再び廃止されることとなった。このように、清末民初には、中学校の分科制は、制度上、採用されたり廃止されたりと紆余曲折を経ていた。

その後、壬子・癸丑学制で分科制は再び導入された。とはいえ、この学制が制定されたと同時に導入されたのではない。導入されたのは、1922年の、いわゆる壬戌学制が制定されるまでの間のことであった。この壬戌学制が制定されるまでの間に、導入をめぐって議論の対象となったのが分科制であり、その議論は当時の中学校の普通教育の在り方を問題視することから生まれ、そこに職業教育を取り入れようとするものであった。中学校に職業教育を取り入れることにより、中等教育改革が進められたのである⁽³⁾。したがって、壬戌学制制定以前に導入をめぐって議論の対象となった分科制を「総合制」と表記する。また、清末民初に見られる場合の分科制とは性

格を異にするものであると考えられることから⁽⁴⁾、このように表記したい。

壬戌学制制定以前における中学校の「総合制」をめぐる議論は、すでに日中両国における教育史研究で取り上げられている⁽⁵⁾。「総合制」は議論されただけではなく、1922年の壬戌学制に導入され、採用・実施されたことまで判っている⁽⁶⁾。さらにいえば、制度に導入されてから約10年で、詰まるところ廃止されたことから、「失敗したといわざるを得ない」と評価されてもいる⁽⁷⁾。それでは、詰まるところ廃止となった理由は、いったい何であったか。本稿は、その理由を探る手がかりを得ようとするものである。

「総合制」が導入されるまでの間、換言すれば壬戌学制が制定されるまでの間に焦点をあて、その導入をめぐる動きを再確認したり、制度化に先んじて幾つかの学校で実施されていた場合のその形に着目したり、導入の在り方をめぐる議論を取り上げたりする。これにより、いわゆる「その後の廃止」に関する理由を考察しようとするものである。

1. 「総合制」導入をめぐる動き

1916年11月、北京で開催された第2回全国教育会連合会で、今後の中等教育に関する建議がなされた。ここでは、中学校における職業科設置が訴えられ、地方の実情によっては、第3学年から、職業課程を増設し、普通課程を減らすことが主張された⁽⁸⁾。

すこし遡ってみると、1912年に制定されていた中学校令では、第1条で「中学校は普通教育の補完を目的とし、健全な国民をつくることを宗旨とする」とされていた。中学校で職業教育を実施するという規定はなく、中学校令発布後の中学校令施行規則に示された課程標準を参照しても、職業教育を実施する意図を伺うことはできない⁽⁹⁾。たほう、1912年から翌年にかけて制定された、いわゆる壬子・癸丑学制では、甲・乙種の各種実業学校が規定されていた。実業学校の制度化からすれば、中学校で職業教育を実施する必要はなかったと見られる。当時の中学校は、もっぱら普通教育を中心とした進学準備機関としての位置付けがなされていたと考えられる。これに関連して、賈豊臻は、次のように論じている⁽¹⁰⁾。

イギリスの中等学校が提唱する紳士教育は、学生を紳士の風にして卒業させ、地方紳士とならせる。アメリカの中等学校が提唱する職業教育は、学校教科において職業を重視し、卒業後はふさわしい職業に就かせることができる。日本の中等学校は、師範及び甲種実業学校を卒業したら、就職することとなる。このほか、中学校があるが、それは小学校の補助学校、専門学校の準備学校であり、小学校と大学の間にある過渡的な学校に過ぎない。我が国は、今日、中等学校をもっている。アメリカの制度を採用すべきである。職業教育を掲げれば、富強の域に達することができる。(中略)。補助学校、準備学校としての過渡的な学校では弊害がある。国家の種を徒に消耗している。

彼は、普通教育の補助機関であり進学準備機関である日本のような中学校ではなく、職業教育を重視したアメリカの中等学校を採用すべきであると主張した。

このような論が見られるなかで、さきにふれた第2回全国教育会連合会では、中等教育における職業教育の重要性が指摘され、中学校改良弁法案(以下、改良案)が議決された。その内容のひとつに「宗旨の誤り」があった。以下の通りである⁽¹¹⁾。

中学校では、本来、普通教育を補完させることが原則とされている。しかし、近年の中学校

課程は進学準備教育に偏している。ゆえに、卒業後に進学しない者が就職できていない。このことは憂慮すべきである。また、文科と実科とに分ける分科制は、進学準備教育のもくろみを深めるものである。(中略)。卒業生は、進学のほかにやることがない。本大会での各省区代表による報告によれば、中学校を卒業してから進学する者は大体10分の1か、もしくはそれにも及ばない。進学しないで就職できていない者が大多数なのである。きわめて少人数の進学に対応するだけで、大勢の人の生計を決して犠牲にはしていない。急いで、そのための計画を施すべきである。

中学校を卒業しても、進学しないで就職できていない大勢の卒業生のことが問題にされ、進学準備教育に偏した中学校課程の在り方が問われていた。

この改良案には、以下のような中学校増設第二部弁法も示されていた⁽¹²⁾。

- 1、中学校は、第3学年より第2部を設置できる。
- 2、中学校の第2学年を終えた者は、中学校を卒業してから就職する意志がある場合、第2部に入ることができる。
- 3、第2部では、普通学科を減らし、地方の実情により農業や工業、あるいは商業を学ぶことができる。
- 4、第2部における毎週の授業時間数および実習時間の総数は、中学校令施行規則に示された時間数に従い、五時間以内で増やすことができる。
- 5、第2部を設置するには、第2部を志望する学生数ならびに施行規則および科目の決定を本省区長官に申し出て、その許可を得てから教育部に報告し、調査に備える。

第2部を設置することにより、第3学年から普通教科を減らし、農業・工業・商業などの職業科目を加え、卒業後の就職に適応できるようにした。中学校における職業課程の設置が具体的な形で唱えられていたと見られる。

いっぽう、教育部は、この改良案を草案にして各省区へ送り、中学校での普通教育と職業教育の人員について重視するよう要求した⁽¹³⁾。これを規定して正式に公布するまでには到らなかったが、そうした示唆はあった。

また、教育部が主催した1918年10月から11月にかけて開催された全国中学校長会議では、進学を志す者には従来どおり普通教育を受けさせて、進学しないで就職する者には第2部に設けられる職業科目を受けさせるようにすることが提唱された⁽¹⁴⁾。

中学校が、進学準備機関と職業準備機関の両方の機能を兼ね備えたものとなるよう改革が促されたのは、おおよそ1916年から1918年までの間であったと見られる。両機能を中学校で同時に実現させようとする傾向は、当時の四年制中学校が高等教育への接続だけを果たそうとするのみで、進学を希望しない者、あるいは進学できない者の需要を果たしていない状況への批判から生まれたものであった。

2. 「総合制」の試み

では、「総合制」は実際に運用されていたのだろうか。舒新城は、彼が参観した中学校のうち、四校の中学校における「総合制」の採用状況を紹介している⁽¹⁵⁾。四校は、北京高等師範附属中学校(以下、北京高師附属中)・南開学校中学部(以下、南開中学)・南京高等師範附属中

学校（以下、南京高師附属中）・江蘇第一中学校（以下、江蘇一中）である。彼の紹介に基づき、各校の採用状況をまとめてみたい。

北京高師附属中は、実施が始まった年は不明である。第4学年から「総合制」が採用されている。第1部と第2部とに分けられ、前者で進学準備教育が行われ、後者で工業・商業の両学科が設置され職業準備教育が行われたようである。

南開中学では、1917年夏から「総合制」が始められたようである。第3学年では文・理の両学科が設置されただけであったため、いわゆる「総合制」が採用されたのはその両学科に商科が加わった第4学年からであった。職業準備教育が行われたのは、北京高師附属中と同じく第4学年からであったと見られる。

南京高師附属中では、1918年夏から始まったようである。第3学年から採用されている。文・理・農・工・商・師範の六学科体制となっている。前方の文・理が進学準備部とされ、残りは職業準備部とされた。全学科共通の必修科目・選択科目が設置されており、その上で科ごとの選択科目が設置されていた。

江蘇一中は、実施開始年は不明である。第3学年から採用されている。文・理・商の三学科体制となっていた。科ごとの必修科目・選択科目が設置されていた。

「総合制」を採用して行われた職業準備教育は、前二者では第4学年から開始され、後二者では第3学年から開始されていたことがわかる。

北京高師附属中教務主任の話によれば、第1部に比べて第2部へ入る者は少なかったようである⁽¹⁶⁾。「総合制」が採用されても、このような都市部における中学校では進学を志す者がやはり多かったであろう。

このほか、そうした中学校において注目されるのは、修業年限に弾力性がもたされていたと見られる点である。北京高師附属中は修業年限を四年間と規定していたが、南開中学と南京高師附属中では四年間での卒業が原則化されていたし、江蘇一中では特別の事情があれば一年間の延長が認められていた⁽¹⁷⁾。

四校の採用状況を紹介した舒新城は、これらの中学校を以下のような点により総括している⁽¹⁸⁾。

- ①中学校における分科制の採用。
- ②中学校教育が進学準備機関と職業教育機関の両機能を兼ね備える傾向にあること。
- ③中学校の修業年限は延長される傾向にあり、特に選科制が重視されていること。

②については、舒新城は、以下のように述べている⁽¹⁹⁾。

四年間を半分にして二年間に分けて、二年間で普通科学を学ぶ。この二年間で学ぶ普通科学の知識さえ不完全であるのに、残りの二年間でより高い職業教育の基礎を得るには不足である。

四年制の下で職業科目を導入すれば、普通教育さえ中途半端になってしまうことを彼は心配した。彼は、参観した中学校を振り返りながら、修業年限を改革する必要があることを主張した⁽²⁰⁾。

修業年限は、平均五年間にすることである。学制はもともと各科の標準であり、学生は決

まった科目を習い終われば卒業できる。学年制は、学生の学力の如何をまるで問題にしていない。かならず四年間を経なければならぬ。しかし、(各学校の一筆者注) 課程表に決められた学分を終えるには、平均して五年間を経なければならぬ。

これに続けて、彼は、進学準備教育をするにせよ職業教育をするにせよ、いずれにしても修業年限を一年間延長することを主張している。「総合制」が試みられたことにより、四年制中学校の修業年限を延長する必要が唱えられ始めていたと見られる。壬戌学制制定以前の「総合制」は、教育部によって規定されていたわけではない。しかし、舒新城が参観して紹介していた四校の事例に見られたように、採用され実際に運用されていた。当時の「総合制」は、実践が先行していたと見られる。また、こうした先行実施は、舒新城の主張にあったように、中学校の修業年限に対する改革志向を生み出したとも言える。

3. 「総合制」の在り方をめぐる議論

さきに述べた1916年の第2回全国教育会連合会に引き続き、翌年の1917年10月から杭州で開催された第3回大会では、職業教育のことが議論された結果、職業教育進行計画案が議決された⁽²¹⁾。さらに、この2年後の1919年10月から太原で開催された第5回大会では、普通教育応注重職業科目及実施方法案が議決された⁽²²⁾。続いて、翌年10月から上海で開催された第6回大会では、各省区教育会に対し、学制系統研究会を組織し、1921年10月に広州での開催が予定されている第7回大会の2ヶ月前までに学制系統案を示すよう、指示が出された⁽²³⁾。

第7回大会で各省から提出された案は、【表1】のようであった⁽²⁴⁾。これを見ると、奉天省が五年制中学校を提案したり安徽省が当時の四年制のままを提案したりしたほかは、いずれも六年制中学校が提案されていたことがわかる。また、この六年制を提案したなかで、三・三制が示されていたのは、広東省、甘肅省、湖南省の三省であった。このほか、四・二制が示されていたのは四省、二・四制が示されていたのは一省であった。またさらに、「総合制」の導入を提案していた省は、広東省、黒龍江省、甘肅省、湖南省、江西省、直隸省、雲南省、福建省、安徽省の九省であった。

【表1】12の省教育会による中学校改革に関する提案

広東省	六年制中学校、三・三制、前期段階から「総合制」導入
黒龍江省	六年制中学校、四・二制、後期段階から「総合制」導入
甘肅省	六年制中学校、三・三制、前期段階から「総合制」導入
浙江省	六年制中学校
湖南省	六年制中学校、三・三制、前期段階から「総合制」導入
江西省	六年制中学校、四・二制、後期段階から「総合制」導入
山西省	六年制中学校
直隸省	六年制中学校、四・二制、後期段階から「総合制」導入
奉天省	五年制中学校
雲南省	六年制中学校、二・四制、後期段階から「総合制」導入
福建省	六年制中学校、四・二制、後期段階から「総合制」導入
安徽省	四年制中学校、二・二制、後期段階から「総合制」導入

このように、第7回大会では、あたらしい中学校の在り方が具体的に提案されていた。ここでは、修業年限の延長が提案されると同時に、「総合制」の導入も提案されていた。全国教育会連合会におけるこうした改革の動きがあるなか、中学校を六年制にした場合に、前期段階にあたる初級中学で「総合制」を導入するか否かの議論が生じていた。こうした議論は、当時の『教育雑誌』や『新教育』に見られる。【表2】は、壬戌学制制定以前における中学校に関する論題を『教育雑誌』から抜粋して示したものである。

【表2】 壬戌学制制定以前における『教育雑誌』にみられる中学校に関する論題

著者	題目	掲載巻号	出版年月
賈豊臻	今後中等学校之設施	第9巻第5号	1917年5月
李歩青	中学校制度之商榷	第12巻第9号	1920年9月
何仲英	中学実行選科制商榷	第12巻第9号	1920年9月
舒新城	中学学制改革問題	第14巻第1号	1922年1月
王克仁	施行中等教育新制之参考	第14巻第1号	1922年1月
孟禄	論新学制中等教育	第14巻第9号	1922年9月

たとえば、朱経農は、壬戌学制で新たに制度化された初級・高級中学の在り方をめぐって、おもに初級中学に焦点を絞り論じていた。彼のこの議論は、壬戌学制が制定された直後の1923年1月に出版された『教育雑誌』第15巻第1号に掲載されたため【表2】には示さなかったが、議論では制定までの間に初級中学における「総合制」導入の是非が問われていたことが紹介されている。彼は、初級中学では「総合制」は要らないとした論者の根拠を取り上げている⁽²⁵⁾。

中学校は、そもそも第1学年より学科が分かれている。現在、甲種農業、甲種工業、甲種商業、師範学校があり、普通中学校とは別個に第1学年より存在している。だから、生徒は、高等小学校を卒業したら学科選びをすでに開始している。農業を習い、工業を習い、商業を習い、師範を習い、あるいは普通中学校に入って進学準備をしている。すでに第1学年より志を定めなければならない。しかしながら、学科が分かれるのが早すぎるため、まだ若い生徒が、実際には自分の性格が何科に適しているのかがわからないのに、いつも学科を誤って選んでしまい時間と精力を無駄にしている。

このような初級中学における「総合制」導入の反対論に対して、反対にその導入を主張したのは、廖世承であった。彼は、以下のように述べた⁽²⁶⁾。

いま、中学校の数は少なく、学習機会が乏しい。初級中学に進む者は、大部分が進学希望者である。将来、教育が徐々に普及し、初級中学の数が次第に増加したら、その進学希望者の割合は減る。これは必然である。もし、初中で学科が分かれていなかったら進学する者にとっては問題ないが、家が貧しく進学に対応できない者や、あるいは進学を考えていない者、さらには学力が低く進学できない者に対し、いかに処置するというのか。

さらに、彼は、次のようにも述べた⁽²⁷⁾。

初級中学は、高等小学校でも、普通中学でもない。初級中学は、個性に適応することを目的とするのであって専ら進学だけを顧みるものではない。

「総合制」導入の是非は、個人の進路選択をいつ行わせるのかという点で意見が分かれていた。さらに、基礎学力の徹底か、それとも卒業後の就職への対応かで、議論が分かれていた。いずれにせよ、その是非をめぐる議論は、とりわけ初級中学において展開されていたのである。

では、高級中学で何故「総合制」が本格的に導入されることになったのか。この答えは、すでに述べてきたような四年制中学校が単なる進学準備機関となっていたことに対する批判から出された。李歩青は、次のように論じた⁽²⁸⁾。

中学校教育は、進学準備をなすだけではない。いわゆる準備には、2つの意味がある。ひとつは進学準備で、もうひとつは職業準備である。教育理論からいえば、中学校が進学準備機関をなすものでないことは正しい。事実、いつも矛盾するのは、中学校を卒業してから進学できなかったら、すぐに就職する者がいることである。したがって、(中略)、準備を本来の傾向として取り戻さなければならない。

このような批判は、廖世承によってもなされていた⁽²⁹⁾。彼にいたっては、「高級中学は大学への準備機関ではない」と明確に主張していた。李歩青は、単なる進学準備機関となっている四年制中学校の性格を「本来」の性格に戻すように主張した。たほう、廖世承は、結果として初級中学では導入されなかった「総合制」を高級中学で導入するように主張した。

おわりに

壬戌学制制定以前に、中学校は、単なる進学準備機関となっていることが問題視され、職業教育の機能ももたせることが期待されていた。そうした期待は、賈豊臻の議論に見られたように、アメリカの教育が参考にされ、なされたものでもあった。中学校に職業教育の機能をもたせるため、具体的には「総合制」が注目され、この導入をめぐる議論が展開していた。

また、議論がなされるだけでなく、幾つかの中学校では、実際に試行されていた。そうした試みは、当時の中学校の修業年限に対する改革志向も生み出していた。

他方、そのような先行実施に並行して開催されていた全国教育会連合会では、各省教育会から三・三制中学校や四・二制中学校が提案され、同時に「総合制」の導入が提案されている場合もあった。

こうした改革に向けた動きのあるなか、特に議論となったのは、初級中学における「総合制」導入の是非を巡るものであった。

壬戌学制制定以前の中学校の在り方に対する批判、「総合制」の先行実施、全国教育会連合会における「総合制」の提案、初級中学におけるその導入の是非をめぐる議論を経ながら、ついに壬戌学制で「総合制」は導入された。「総合制」は、特に高級中学における導入が規定されたのである。

しかし、その後、「総合制」は、次のような批判がなされるようになった⁽³⁰⁾。高級中学で実施されたが、学校管理、授業、教師の質、設備の面において中味が薄く、雑で緻密さに欠ける。こうした批判が挙がるなか、壬戌学制で制度化された新しい中学校の在り方は、改革を余儀なくされた。1929年8月に公布された中学課程暫行標準、1932年11月に公布された中学課程標準、同

年12月に公布された中学位法・職業学校法・師範学校法により、「総合制」は完全に消滅した。「総合制」は廃止されたのである⁽³¹⁾。さらにいえば、修業年限の柔軟な措置もなくなり、三・三制に固定化された。

詰まるところ廃止となった理由は、いったい何であったか。壬戌学制制定以前における中学校の「総合制」をめぐる議論を追いかけると、別系統に設けられていた甲種実業学校との整合があまりとられていなかったのではないかと思われる。中学校に「総合制」を導入したり、その修業年限を延長したりしようとする改革の動きが先行し、別系統の学校の在り方に関する議論が十分になされなかった可能性がある。その後10年で廃止されてしまったのは、壬戌学制制定以前に中学校を大きく変えようとしたことが性急であったためではないか。

気になることは、「総合制」の実施をめぐる産業界の反応である。産業界は、「総合制」に対して反発を示した可能性が高い。なぜなら、「総合制」のもとでは、一般的に専門性が磨かれにくいからである。だとすれば、職業教育／実業教育は、中学校とは別系統の学校で行われるほうがよいとの考え方が示されていたかもしれない。日本モデルといわれる壬子・癸丑学制で示されていた中等教育の在り方を支持していた論者もいたであろう。あくまでも仮説ではあるが、こうした産業界や日本モデル派、さらには黄炎培をはじめとする職業教育推進派からの主張にも目を向けてみる必要がある。今後の課題である。

他方、本稿で取り上げた「総合制」のほかにも、壬戌学制の制定過程では選科制や学分制の導入についても議論が展開されていた。今でいえば「選択科目制」や「単位制」となる。壬戌学制制定以前における中学校改革をめぐる議論では、こうした制度についても考察を加える必要がある。

注

- (1) 拙稿「1920年代中国における中等教育再編に関する一考察—江蘇省の中等諸学校を事例に一」、『別府大学紀要』第52号、2011年2月、78～79頁。
- (2) 銭曼倩・金林祥主編『中国近代学制比較研究』（広東教育出版社、1996年11月）、71頁。
- (3) 拙著『中国近代における六・三・三制の導入過程』（九州大学出版会、2010年2月）、56～66頁。
- (4) 小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』（汲古書院、2002年12月）、90～109頁。
- (5) たとえば、王倫信『清末民国時期中等教育研究』（華東師範大学出版社、2002年10月）、28～30頁。前掲注（3）、拙著。前掲注（4）、小林著。
- (6) 前掲注（1）、拙著、83～86頁。
- (7) 前掲注（1）、拙著、89頁。
- (8) 「記事」、『教育雑誌』第9巻第4号（商務印書館、1917年4月）、24～25頁。
- (9) 「第五類普通教育」、『教育法規彙編』、1919年5月、183～195頁。
- (10) 賈豊臻「急務中之急務矣。今後中等学校之設施」、『教育雑誌』第9巻第5号（商務印書館、1917年5月）、97～98頁。
- (11) 朱有璣主編『中国近代学制史料』第3輯上册（華東師範大学出版社、1990年）、395頁。
- (12) 前掲注（8）、「記事」。
- (13) 前掲注（10）、賈著、99頁。
- (14) 前掲注（3）、拙著、59～66頁。

- (15) 舒新城「中学学制問題」、『教育雜誌』第14卷第1号（商務印書館、1922年1月）、3～12頁。
- (16) 前掲注（15）、舒著、13頁。
- (17) 前掲注（15）、舒著、13頁。
- (18) 前掲注（15）、舒著、14頁。
- (19) 前掲注（15）、舒著、2頁。
- (20) 前掲注（15）、舒著、19頁。
- (21) 「全国教育会連合会第三回開会記略」、『教育雜誌』第9卷第11号（商務印書館、1917年11月）、108～111頁。
- (22) 「戊編 教育雜錄 第四 教育研究概況」、『第一次中国教育年鑑』、159頁。
- (23) 「第七回全国教育会連合会紀略」、『教育雜誌』第14卷第1号（商務印書館、1922年1月）、1～10頁。
- (24) 前掲注（3）、拙著、130～144頁を参照して作成した。
- (25) 朱經農「初級中学應否採用選科制」、『教育雜誌』第15卷第1号（商務印書館、1923年1月）、2頁。
- (26) 廖世承「關於新学制一個緊急的問題」、『新教育』第5卷第4期（商務印書館、1922年11月）、742頁。
- (27) 前掲注（26）、廖著、742頁。
- (28) 李步青「中学校制度之商榷」、『教育雜誌』第12号第9号（商務印書館、1920年9月）、6頁。
- (29) 前掲注（26）、廖著、742頁。
- (30) 李華興主編『民国教育史』（上海教育出版社、1997年）、157～158頁。
- (31) 前掲注（1）、拙著、89頁。前掲注（5）、王著、68～70頁。